

広島県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十七年四月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病 院	医療法人清幸会 土肥病院	三原市城町一丁目 14 番 14 号	名称	医療法人清幸会三原 城町病院
身体障害者支 援施設	身体障害者療護 施設エバーグ リーンホーム	安芸郡海田町東二丁 目 8 番 6 号	名称	障害者支援施設エ バーグリーンホーム